

補助金の返還

次のいずれかの要件にあてはまる場合

- 1 10年未満で補助を受けた住宅を取り壊したとき
ただし、同所に改築・新築した住宅に継続して住み続ける場合を除く
(自然災害で倒壊した場合は、補助金の返還は求めない)
- 2 10年未満で補助を受けた住宅を利用登録者以外に売却・賃貸したとき
- 3 10年未満で転出又は転居したとき
ただし、継続して当該住宅を中山間地域空き家バンクに登録する場合を除く
- 4 申請者(申請者が利用登録者である場合は世帯全員)が暴力団員等又は暴力団密接関係者であることが判明したとき

相談・申請から補助金の支払いまでの流れ

申請者 市役所	1 事前相談	手続の流れや必要書類の確認、書類の提出期限などの説明
申請者	2 補助金の交付申請	申請書類を市に提出
市役所	3 審査・交付決定	申請書類を審査し、補助金の交付を決定
申請者	4 事業の開始	事業(改修・引越)を開始 ※交付決定前に事前着手した場合は、補助金対象外となります。
	事業完了	業者への支払いを行う
	実績報告書の提出	事業完了後10日を経過した日までに必要書類を添付のうえ、実績報告書を市に提出
市役所	5 交付確定	事業が適正に行われていることを確認した後に、補助金の交付を確定
申請者	6 補助金の請求	補助金の交付確定通知書を受け取った日から起算して14日を経過した日までに、補助金の請求書を市に提出
市役所	7 補助金の支払い	請求書を受領した後に補助金を支払う



藤枝市

お問い合わせ

藤枝市 スポーツ文化観光部 中山間地域活性化推進課(藤の瀬会館内)

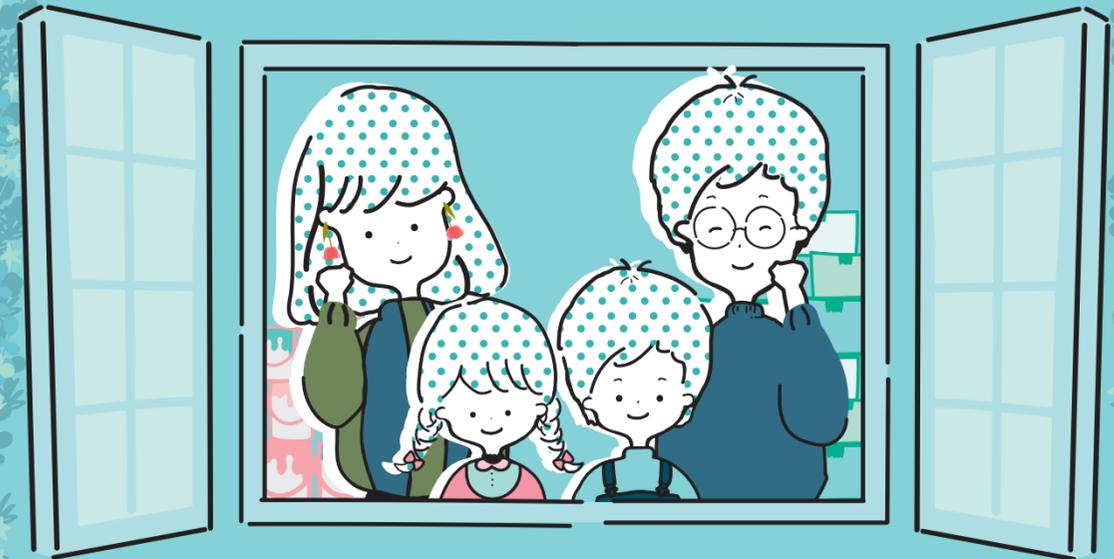
426-0132 静岡県藤枝市本郷876

TEL: 054-639-0120 E-mail: chusankan@city.fujieda.lg.jp (平日 8:30 ~ 17:15)

静岡県藤枝市
里山への移住を

応援します!

～藤枝市中山間地域活性化推進事業費補助金～



空き家の改修等の費用

空き家への引越費用

70万円 + 50万円

最大! 120万円!!

① 空き家の改修等にかかる費用

～移住定住促進事業(改修事業)補助金～

1 対象になる費用は？

藤枝市中山間地域空き家バンクに登録された住宅に対する次の費用

- (1) 空き家の改修費用
※国、県又は市の補助事業として採択される見込みのある事業は除く
- (2) 売買、賃貸契約媒介手数料
- (3) 空き家の家財道具の廃棄に要する費用

2 対象になる人は？

次の(1)又は(2)いずれかの要件にあてはまる人

(1) 藤枝市中山間地域空き家バンクの空き家登録者で、次の全ての要件を満たす者

※1 空き家登録者…中山間地域空き家バンクに登録された住宅の所有者

- ア 今後10年以上賃貸物件として利用する者
- イ 市税を滞納していない者
- ウ 暴力団員又は暴力団密接関係者ではない者

(2) 藤枝市中山間地域空き家バンクの利用登録者で、次の全ての要件を満たす者

※2 利用登録者…中山間地域空き家バンクに登録された住宅に移住を希望する者

- ア 世帯員に65歳未満の者が含まれていること
- イ 今後10年以上定住(住所を定めること)する見込みのある者
- ウ 地域住民として自治会等の地域活動に積極的に参加し、地域住民と協調して地域の活性化に継続して貢献することができる者
- エ 空き家登録者と生計を一にしていない者若しくは3親等以内の親族ではない者
- オ 市税を滞納していない者
- カ 暴力団員等又は暴力団密接関係者ではない者(世帯員全員)

詳しくは
QRコード
を読み取ってね



② 空き家への引っ越しにかかる費用

～移転事業補助金～

1 対象になる費用は？

藤枝市中山間地域空き家バンクに登録された住宅への引越費用

※国、県又は市の補助事業として採択される見込みのある事業は除く

2 対象になる人は？

(1) 藤枝市中山間地域空き家バンクの利用登録者で、次の全ての要件を満たす者

- ア 世帯員に65歳未満の者が含まれていること
- イ 市外に居住している者
- ウ 今後10年以上定住(住所を定めること)する見込みのある者
- エ 空き家登録者と生計を一にしていない者若しくは3親等以内の親族ではない者
- オ 市税を滞納していない者
- カ 暴力団員又は暴力団密接関係者ではない者(世帯員全員)



③ 補助の金額

補助の金額は、対象になる費用の2分の1以内(ただし、次の金額を上限とする)

対象者		上限額		
		改修	引越	合計
市外から 転入する	子育て世帯	70万円	50万円	120万円
	一般世帯	50万円	50万円	100万円
市内から 転居する	子育て世帯	70万円		70万円
	一般世帯	50万円		50万円

※補助金の交付回数…改修事業は同一物件に対し1回限り。引越事業は同一世帯に対し1回限り
※子育て世帯…18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は妊娠している者が同居する世帯

